



平成25年 7月 1日

各 位

|         |  |
|---------|--|
| 会 社 名   | 日 本 橋 梁 株 式 会 社  |
| 代 表 者   | 代表取締役社長 井岡 隆雄  |
| コード番号   | 5912 東証・大証第一部  |
| 問 合 せ 先 | 管理室長 川岡 靖司   |
|         | TEL 078-941-4027   |
|         | URL <a href="http://www.nihon-kyoryo.co.jp">www.nihon-kyoryo.co.jp</a> |

### 訴訟の判決に関するお知らせ

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）より当社に対して提起されていた複数の損害賠償請求訴訟について、東京高等裁判所により判決（以下「高裁判決」という。）が言い渡され、高裁判決について、機構及び当社が上告及び上告受理申立てを行っていましたが、平成25年6月25日付で、最高裁判所より上告棄却及び上告受理申立ての不受理の決定を受け、高裁判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

##### (1) 東京高等裁判所

- 平成20年（ワ）第13号 損害賠償請求事件 平成24年1月20日  
（平成14年12月16日の東九州自動車道小倉ジャンクションBランプ橋（鋼上部工）工事の競争入札）
- 平成20年（ワ）第22号 損害賠償請求事件 平成24年1月27日  
（平成14年8月7日の東名高速道路酒匂川橋支承改良南工事の競争入札）
- 平成20年（ワ）第26号 損害賠償請求事件 平成24年2月2日  
（平成14年12月19日の中央自動車道小原第一橋（鋼上部工）拡幅工事の競争入札）
- 平成20年（ワ）第37号 損害賠償請求事件 平成24年1月20日  
（平成15年11月17日の名神高速道路桂川大橋（鋼上部工）補強工事の競争入札）
- 平成20年（ワ）第39号 損害賠償請求事件 平成24年7月27日  
（平成14年9月25日の第二東名高速道路渡刈高架橋（鋼上部工）工事の競争入札）

##### (2) 最高裁判所

上記各高裁判決に対する上告及び上告受理申立て全て 平成25年6月25日

#### 2. 高裁判決の確定に至った経緯

当社は、平成20年12月に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より、先の鋼橋上部工工事の入札における各談合行為に対して、他社との不真正連帯債務による複数の損害賠償請求訴訟の提起を受け、損害の範囲等について争っていましたが、平成24年1月、2月及び7月に高裁判決が下され、機構から（一部事件については当社からも）、最高裁判所に対して上告及び上告受理申立てがなされていましたが、平成25年6月25日に最高裁判所から上告棄却及び上告理由申立ての不受理の決定が行われ、高裁判決が確定いたしました。

### 3. 訴訟の相手方の概要

|     |            |                       |
|-----|------------|-----------------------|
| (1) | 名 称        | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 |
| (2) | 所 在 地      | 東京都港区西新橋2丁目8番6号       |
| (3) | 代表士者の役職・氏名 | 理事長 勢山 廣直             |

### 4. 高裁判決の内容

高裁判決においては、各事件において、以下の請求金額に対して、以下のとおりの金額の請求が認容され、機構の請求棄却又は請求金額の一部認容となっています。

| 事件番号         | 請求金額<br>(損害額元本) | 認容金額<br>(認容額元本) |
|--------------|-----------------|-----------------|
| 平成20年(ワ)第13号 | 87,738千円        | 請求棄却            |
| 平成20年(ワ)第22号 | 56,592千円        | 26,924千円        |
| 平成20年(ワ)第26号 | 29,233千円        | 23,296千円        |
| 平成20年(ワ)第37号 | 8,322千円         | 請求棄却            |
| 平成20年(ワ)第39号 | 155,421千円       | 7,377千円         |

### 5. 最高裁の決定の内容

最高裁においては、当方が上告及び上告受理申立てを行った事件及び機構が上告及び上告受理申立てを行った各事件について、いずれも、以下の決定が行われています。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

### 6. 今後の見通し

本件が業績に与える影響については、訴訟損失引当金を計上しており、平成26年3月期に戻入益を特別利益に計上することが見込まれますが、平成26年3月期の業績予想の修正につきましては、訴訟関連費用等の金額が未確定のため、判明次第速やかに開示いたします。

以 上